

(仮称)淀川左岸線延伸部の 事業間調整結果について

1. 事前の事業間調整手続き(法第12条)
2. 環境影響評価・都市計画決定に関する手続き状況

平成28年10月21日

近畿地方整備局 浪速国道事務所

1. 事前の事業間調整手続き(法第12条)

H28.7.28 (木)

事業概要書の送付

国土交通大臣へ送付

H28.7.28 (木)

事業概要書の公告

官報へ公告

事業概要書の縦覧

大阪市役所、浪速国道事務所にて7/28~8/26までの間縦覧



◎事業間調整の申出

- 対象
大深度地下使用法第4条に定める事業者
- 調整の申出
事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整についての申出
- 申出の方法
郵送もしくは浪速国道事務所へ持込んでいただくこともできます

H28.8.26 (金)

事業概要書の縦覧満了日

◎申出結果

- 縦覧期間中に事業区域の調整等の申出なし
⇒事前の事業間調整の手続き終了

2. 環境影響評価・都市計画決定に関する手続き状況

(1) 経緯

平成25年1月～2月	環境影響評価方法書縦覧・説明会実施
平成27年2月～3月	都市計画素案説明会実施・意見聴取会（大阪市）の開催
平成27年10月～11月	都市計画案及び環境影響評価準備書縦覧、 環境影響評価準備書説明会実施
平成28年3月	大阪府知事から環境影響評価準備書に対する意見を受け、 準備書に関する手続き完了
平成28年9月	国土交通大臣から環境影響評価書に対する意見を受け、 評価書の補正を実施
平成28年10月	都市計画審議会の開催 【大阪府】10/31(予定) 【大阪市】10/17

(2) 今後の予定

- 今後、都市計画審議会の審議事項を踏まえ、『評価書の公告・縦覧』、ならびに『都市計画の告示・縦覧』に向け、必要な手続きを進めて参りたい